様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　　　2024年　9月　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　かぶしきかいしゃさいぎょうどぼく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社西行土木  （ふりがな）さいぎょう　やすひろ  （法人の場合）代表者の氏名 西行 泰弘  住所　〒912-0042  福井県大野市東中町810番地  法人番号　5210001009790  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み | | 公表日 | 2024年　8月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】TOPページ> NEWS>2024.801DXの取り組み  https://www.saigyo.com/dx/  【公表資料 URL】https://www.saigyo.com/wp-content/uploads/2024/08/DX.pdf  【ページ】2ページ、3ページ | | 記載内容抜粋 | ■ミッション  建設業界はよく「3K」（危険・汚い・きつい）のイメージを抱かれます。  それを払拭するにはトンネル業界のDXが不可欠だと私たちは考え、現場に寄り添った使いやすいシステムの自社開発を始めました。  まずは自分たちから。将来は業界全体へ。  業界全体をアウトドアのようなポジティブなイメージへと変えていくため、私たちは最先端の技術を追い続けます。  ■DXビジョン  次代に向けて新たな価値を生み出します。  革新的なテクノロジーを活用し、全てのステークホルダーにワクワクや驚きといった体験を提供します。  ■変化に対応し得る、事業の変革(ビジネスモデル立案)  事業や働き方そのものを変革して「できたらいいな」を実現していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認されホームページに公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み | | 公表日 | 2024年　8月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】TOPページ> NEWS>2024.801DXの取り組み  https://www.saigyo.com/dx/  【公表資料 URL】https://www.saigyo.com/wp-content/uploads/2024/08/DX.pdf  【ページ】5ページ | | 記載内容抜粋 | ■「できたらいいな」を実現  ステップ1：紙などで管理していますアナログデータをデジタルデータへ移行します。  ステップ2：最新技術を活用して業務プロセスの効率化を行います。  ステップ3：変化に対応し得る、企業への変革（ビジネスモデルの立上げ）を行います。  (補足)  ステップ1:  アナログデータをデジタル化、クラウド化するこ  とで、従来、手作業で行っていました業務を自動  化し、生産性を向上していきます。  　　紙ベースで行われていました人材データをデジタ  ル化し、人事・労務の業務の効率化、タレントマ  ネジメントにおけるデータとして活用していきま  す。  　　人材データを全社的に共有することで、人材育成  　　や能力開発、人材配置が行えるほか、給与計算や  人事管理にも活用していきます。  ステップ2:  長時間労働や属人的な業務を効率化して、人材不  足の解消を行います。  RPA導入による単純作業や定型業務の自動化により  業務を効率化します。あらかじめ従業員の作業手  順をデータ化し、RPAに実装することで、業務の作  業工数を大幅に削減し、業務効率化を行います。  RPAが単純作業を担うことで、人的リソース・コス  トの削減、人的ミスの削減にも繋げていきます。  　　また、建設業界特有の大幅な物価変動に対応する  ため、建設コストの予測に生成AIの活用を検討し  ていきます。  ステップ3:  顧客ニーズや市場動向を分析し、新たな価値提供  方法を検討します。  デジタルテクノロジーの活用やプロセスの最適化  を検討し、ビジネス全体の目標に合わせた設計を  行います。ビジネスモデルの成功には、データ分  析が欠かせません。データから洞察を得て戦略を  立案し、顧客の行動や市場動向を把握し、ビジネ  スモデルを立案していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認されホームページに公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】TOPページ> NEWS>2024.801DXの取り組み  https://www.saigyo.com/dx/  【公表資料 URL】https://www.saigyo.com/wp-content/uploads/2024/08/DX.pdf  【ページ】4ページ、7ページ | | 記載内容抜粋 | ■DX推進チームの役割  ・DX推進計画の立案と進捗管理  　・DX推進に伴うリスクの管理  　・DX推進に適した人材の育成・確保  ■現場業務責任者と本社業務責任者と連携  　社員の意見を吸い上げ、自社の課題を解決します。  ■外部スタッフと活用  　外部スタッフの選定と連携を行います。  ■人材育成  　・担当業務に対してITを活用する社員を育成します。  　・DXの実現を主導するリーダーを育成します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】TOPページ> NEWS>2024.801DXの取り組み  https://www.saigyo.com/dx/  【公表資料 URL】https://www.saigyo.com/wp-content/uploads/2024/08/DX.pdf  【ページ】6ページ | | 記載内容抜粋 | ■予算  新たにDX予算を計上しました。  DXへの投資、DXによるコストの削減、DX人材の育成・確保、補助金・助成金の活用  ■整備内容  デジタルツールの導入、RPA、AI技術の導入、ビジネスモデルの立案 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み | | 公表日 | 2024年　8月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】TOPページ> NEWS>2024.801DXの取り組み  https://www.saigyo.com/dx/  【公表資料 URL】https://www.saigyo.com/wp-content/uploads/2024/08/DX.pdf  【ページ】6ページ | | 記載内容抜粋 | ■指標：目標達成期間ならびに時期の順守  ステップ1：2024年4月～2027年3月  ステップ2：2024年8月～2029年3月  ※進捗は、ガントチャートまたはWBSで管理します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　8月　1日 | | 発信方法 | 【公表方法】ホームページ  【公表場所】TOPページ> NEWS>2024.801DXの取り組み  https://www.saigyo.com/dx/  【公表資料 URL】https://www.saigyo.com/wp-content/uploads/2024/08/DX.pdf  【ページ】1ページ | | 発信内容 | ■代表メッセージ  　デジタル時代の競争力強化を目的として、業務プロセスや組織、企業文化・風土を変革する「DX推進チーム」を立ち上げました。  お客様・社員の多様な意見を吸い上げ、自社の課題や将来に向けた変化の兆しを随時分析・把握し、「できたらいいな」を実現していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　7月　～　継続中 | | 実施内容 | DX推進指標による自己診断を実施し、自己診断結果を提出しました。  受付番号：202408AH00001731 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　8月　～　継続中 | | 実施内容 | 「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握し、情報セキュリティ基本方針を定め公開し、SECURITY ACTION 二つ星を宣言しました。  自己宣言ID：41018985094 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。